

□ 学校における防災への取組み

文部省大臣官房文教施設部 指導課長 吉 沢 晴 行

I 学校施設等の防災機能の強化

学校施設については、阪神・淡路大震災における経験等を踏まえ、今後は児童等の安全の確保と地域住民の応急避難所としての役割をも果たすため、防災機能の整備・強化を積極的に図っていくことが重要です。

1 校舎等の耐震性能の強化

学校施設の整備については、校舎等の安全性の向上のために必要な耐震性を確保することが緊急の課題となっています。昭和56年の建築基準法施行令改正(いわゆる新耐震設計基準)前の既存建物については、計画的に耐震診断・耐力度調査を実施し、必要に応じて耐震補強・改築を行うことが重要です。新築する建物については、柱及び耐力壁を適切に配置する構造計画、耐震性に余裕のある構造計画を行うとともに、適切な施工管理に留意することが重要であり、天井や照明等の仕上げや設備機器等について耐震性の強化を図ることが重要です。

なお、平成7年6月に「地震防災対策特別措置法」が制定され、各都道府県において「地震防災緊急事業五箇年計画」を策定す

ることに伴う小中学校非木造校舎の補強事業の補助率の特例措置を講ずることにより、耐震補強事業の促進が図られます。

(1) 改築事業

小中・特殊・高校

事業費の1/3について補助

(2) 耐震補強事業

小中学校非木造校舎

事業費の1/2について補助

上記以外の小中・特殊

事業費の1/3について補助

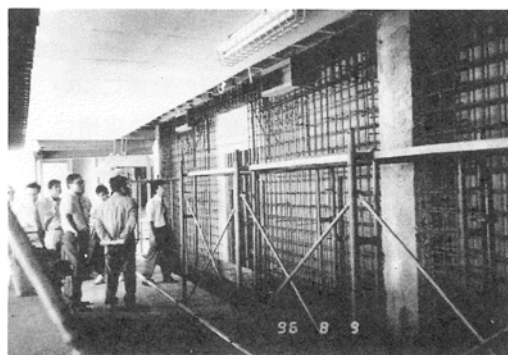


写真1 教室の増設耐震壁の工事状況

2 学校施設等の防災機能の充実・強化

学校施設については、地域住民の応急避難所としての重要な役割にかんがみ、教育施設としての機能向上を図りつつ、例えばシャワー室、和室の整備、通信機能の充実等必要に応じ防災機能の整備を図ることも重要です。

また、学校開放のための施設であるクラブハウスへの備蓄倉庫の併設や、学校内に防災緑地やスプリンクラー等を備えた防災広場の整備を図ることも必要です。

給食施設や水泳プールの耐震性の強化、防災機能の整備を図ることも必要です。学校給食施設については、災害時において、児童等のみならず一般の被災者に対する非常炊き出し施設としても活用され得ることを踏まえ、耐震性を強化するとともに、ガス供給方式の併用化、防災用受水槽や備蓄用食品貯蔵施設の整備など必要な機能の整備を図ることが必要です。また、学校や社会体育施設の水泳プールについては、非常災害時の身近な水の供給源となるため、耐震性を強化するとともに、プールにためられた水を活用し、災害時における飲料水及び生活用水を確保するため、浄水機能を有する水泳プールの整備を図ることが必要です。

学校施設・設備の防災機能の整備についての方策については、今後、地域の実情に応じた地方公共団体の様々な取り組み事例を参考にしつつ、国として必要な支援方策の充実を図るべきと考えます。

また、市町村等の災害対策担当部局における防災機能の整備に当たって、地域の実情に応じ、学校施設を活用して地域の防災施設(耐震性貯水槽・備蓄倉庫等)を整備す

る場合には、学校の設置管理者である教育委員会等とも事前に十分な協議を行い、学校教育活動に支障のないよう十分配慮するとともに、当該防災施設について適切な管理体制を整えることが必要です。

学校は教育施設であり、基本的には教育活動の場であることに留意する必要があります。このため、学校施設の防災機能の充実については、教育活動に支障のないよう配慮しつつ、教育施設としての機能向上にも資するものとなるよう配慮していくことが望まれます。また、様々な機能を備えた広域的な防災拠点の整備については、地方公共団体がそれぞれの実情に応じ、防災体制の在り方を検討する中で、地域防災の観点から整備を進めることが適切です。

II 学校等の防災体制の充実

平成7年6月に設置された学校等の防災体制の充実に関する調査研究協力者会議(座長:高倉翔・明海大学教授)は、同年11月に学校等における防災体制の充実に関する基本的考え方等について第一次報告を取りまとめましたが、平成8年9月2日、阪神・淡路大震災の被害状況を踏まえ、地震対策を中心に、各学校が児童等の安全を確保するために必要となる対応策についてより詳細に検討した結果を第二次報告として取りまとめました。

各学校において、いざというときに適切な対応がなされるためには、教育委員会等及び各学校において、日ごろから必要な準備を整えておくことが必要ですが、本報告



写真 2 阪神・淡路大震災における被災状況

においては、その際の参考例となるよう、①学校防災に関する計画を策定する場合に盛り込むべき事項、②防災教育を充実させる上で留意すべき事項、③地震が発生した場合に児童等の安全を確保するために教職員が果たすべき役割等に関して、基本的な事項が取りまとめられています。

1 学校防災に関する計画の作成

学校防災に関する計画においては、児童等の発達段階、地域の実情、過去の災害発生事例等を踏まえて、日ごろの防災のための体制を定めておくとともに、災害発生時に設置される学校防災本部の役割についてあらかじめ検討を行うほか、教職員の各班への割り振り、担うべき業務等について周知しておく必要があります。

日ごろから講じておくべき措置としては、①施設・設備の管理やチェックリスト等による定期・日常・随時の安全点検の実施②防災教育の実施、③情報連絡体制の整備、④学

校の施設・設備、防災体制等について総合的な点検を行うことによる安全度の評価・改善、⑤非常用物資の備蓄管理(学校施設の一部を備蓄場所として提供する場合があります)。

また、災害時における児童等の安全確保方策、避難所としての運営方策等、学校教育再開へ向けての対応、PTA・地域との協力についても学校防災に関する計画で定めておく必要があります。

2 防災教育の充実

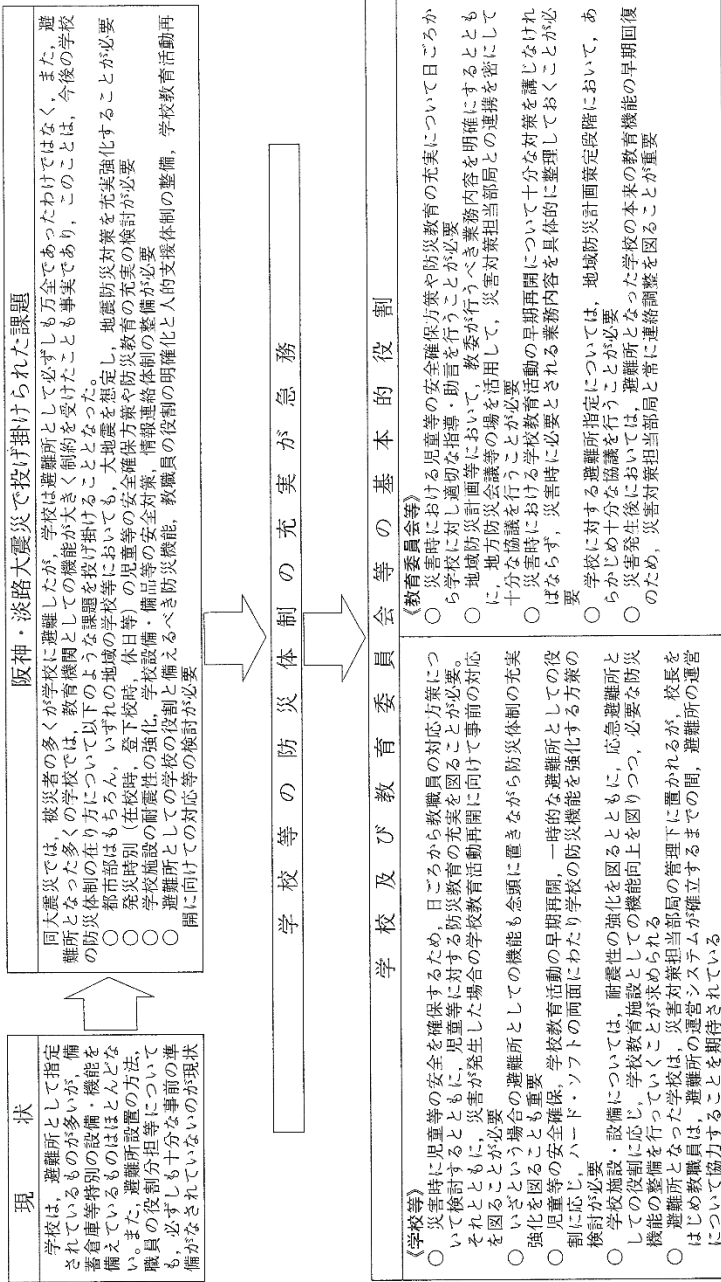
学校においては、日ごろから家庭や地域社会と密接な連携協力を図りつつ、児童等に対する防災教育を体系的、計画的に推進することが必要です。

また、避難(防災)訓練を充実させること、教職員の防災教育に関する指導力及び災害時における対応力の向上策等を検討しておくことも重要です。

3 児童等の安全確保等のための教職員の対応マニュアルの作成

災害発生時の学校における応急対応体制を整備するとともに、児童等の安全確保方策について、児童等の所在別に検討しておく必要があります。また、保護者との連絡及び保護者への児童等の引渡し方法についても定めておく必要があります。さらに、学校が避難所となる場合の運営方策等について定めておくことも重要です。

学校等の防災体制の充実についての図表



| | | |
|-----------------------------|--|---|
| ①児童等の安全確保のための方策 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 学校防災に関する計画 ○ 児童等の安全確保のための教職員の対応マニュアル ○ 学校防災に関する委員会の設置 ○ 地域の特性を踏まえた防災体制の充実 ○ 学校防災の在り方、についての普及啓発用のパンフレット等の作成 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 医療機関との連絡体制の整備 |
| ②防災教育等の充実 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 防災教育の推進、避難訓練の充実 ○ 実践的調査研究 ○ 副読本等の教材の作成 ○ 教職員用指導資料の作成、研修の充実 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 防災教育のカリキュラム化等 ○ 避難訓練に係る関係者の協力等 |
| ③災害時における学校等の役割に対応した学校施設等の整備 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 学校施設の耐震性の強化 ○ 学校施設の防災機能の整備 ○ シヤワ、室、和室等の整備 ○ 備蓄倉庫の併設 ○ 学校内に防災緑地やスプリングラナー等を備えた防災広場の整備 ○ 給食施設の耐震性の強化、機能の充実(ガス供給方式の併用化等) ○ 水泳プールの耐震性の強化、防災機能の充実(浄水機能の整備等) | |
| ④災害時における情報連絡体制の充実 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 情報連絡体制の整備 ○ 情報連絡手段の整備 ○ 多チャネルの情報ネットワーク | <ul style="list-style-type: none"> ○ 林校、再開等の情報伝達についてのマスメディアとの連携能力 ○ 情報機器整備等についての教育委員会等の役割 |
| ⑤災害時における教職員の役割、人的支援体制の整備 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 災害時における教職員の第一義的役割は児童等の安全確保、学校教育活動の早期正常化に向けての取組みであり、避難所運営に係る負担は速やかに解消され、教育活動に専念できるよう体制整備を図ることが重要 ○ 教職員の参集体制の整備 ○ 体制の整備 ○ 他県からの人的支援体制の整備 ○ 学校施設の被災度判定のための体制の整備 ○ 救援業務等に取組の検討 ○ 給与の給与の検討 ○ 教員特殊業務手当の単価の改定 ○ 避難所となる学校と自主防災組織等との協議の場の設定 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 災害発生直後の対応等 ○ 教職員が救援業務に従事した場合作務上の取扱い ○ PTA等の協力 |
| ⑥学校教育活動再開に向けての対応 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 学校教育活動再開に向けての教育委員会等の対応 ○ 業務計画の点検・見直し ○ 被災児童等の心の健康上の問題への対応 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 避難所としての留置点 ○ 校庭等への仮設 ○ 住宅建設 |

当面講ずべき事項(方策)

留意すべき事項(項)

さらに、下線部についてより詳細に検討し、学校における防災体制の充実を図る際の参考例となるよう、
 ① 学校防災に関する計画作成指針
 ② 防災教育の充実のための指針
 ③ 児童等の安全確保等のための教職員の対応マニュアル作成指針
 について、提言。